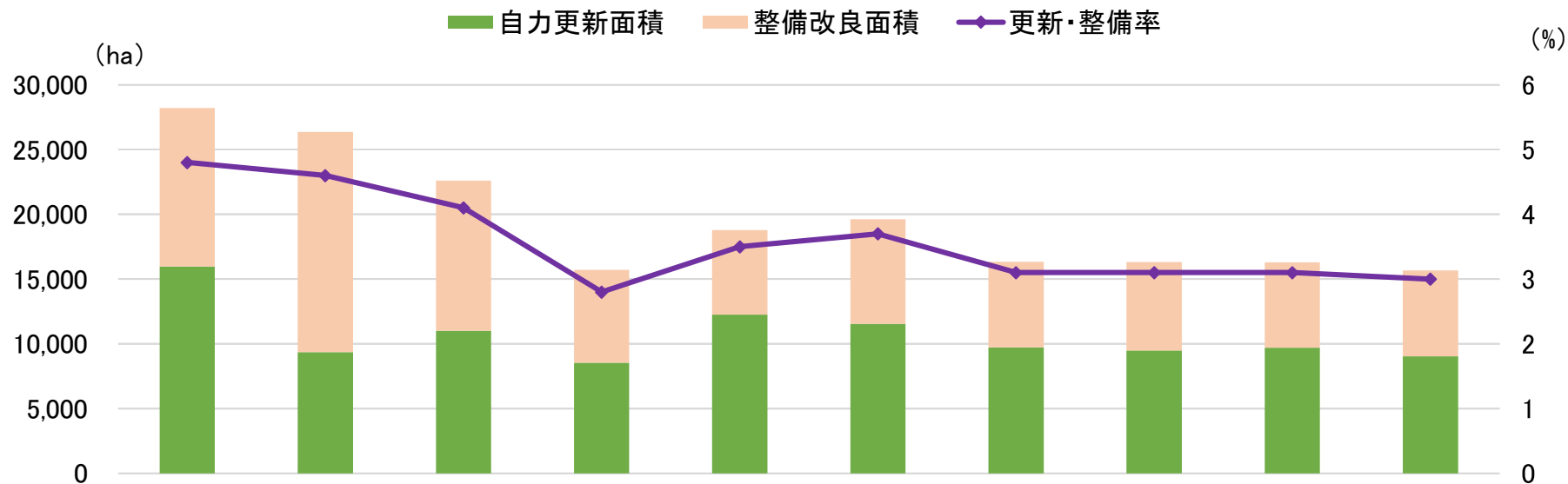


### 3 北海道の草地更新・整備状況

- 北海道における草地更新・整備面積は、減少傾向で推移していたが、平成30年(2018年)以降、横ばい傾向。
- 草地更新・整備率についても、近年は横ばいで推移。

■ 北海道における草地整備等改良面積の推移



区 分	H7年	12	17	22	27	29	30	R1	2	3
牧草作付面積 A	583,700	576,300	567,500	553,500	540,500	535,000	533,600	532,800	530,400	529,700
草地更新・整備面積 B	28,217	26,358	23,456	15,707	18,780	19,620	16,324	16,321	16,290	15,659
自力更新面積	15,976	9,357	11,015	8,547	12,256	11,553	9,714	9,476	9,595	9,037
うち簡易更新面積	2,149	1,879	1,647	2,426	2,109	1,806	1,215	952	1,346	1,003
整備改良面積	12,241	17,001	11,596	7,160	6,524	8,067	6,610	6,845	6,595	6,622
更新・整備率 B/A	4.8	4.6	4.1	2.8	3.5	3.7	3.1	3.1	3.1	3.0

資料：北海道農政部調べ

注1：自力更新は非公共事業を含む

注2：整備改良面積は、道営・公社営、団体営事業の実施面積

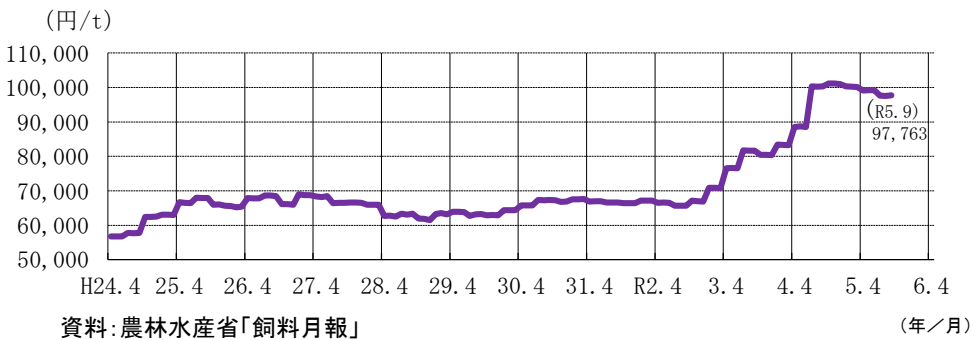
注3：国営事業及び公共牧場における自力更新面積は含まれていない



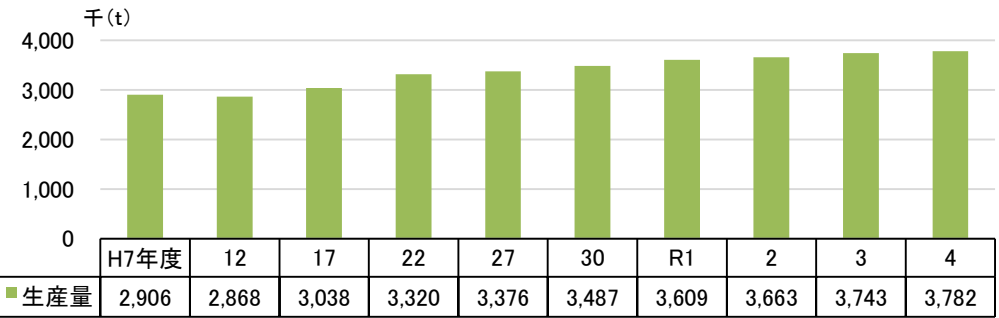
# 5 配合飼料の状況

- 配合飼料は、原料のほとんどを海外から輸入しており、原料の国際市況、為替相場、海上運賃等の影響により価格は変動する。令和4年(2022年)7月以降の配合飼料価格はとうもろこしの輸入価格の上昇等により10万円を超える価格となり、令和5年(2023年)は、9万円台後半と依然として高水準で推移。
- 急激な配合飼料価格の上昇の影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度が設けられており、通常補填は令和2年度(2020年度)第4四半期(1-3月)以降、異常補填は令和3年度(2021年度)第1四半期(4-6月)以降、令和4年度(2022年度)第4四半期(1-3月)まで継続して発動。
- 配合飼料価格の長期化・高止まりにより生産者の負担が増加していることから、国は令和4年(2022年)9月と令和5年(2023年)3月に配合飼料価格高騰緊急特別対策事業(特別対策補填)を措置し、令和5年度から配合飼料価格高騰緊急対策事業(緊急補填)を措置。
- 北海道における配合飼料の生産量は近年微増傾向で推移。

## ■ 配合飼料工場渡価格の推移(全国)



## ■ 北海道における配合飼料の生産量の推移

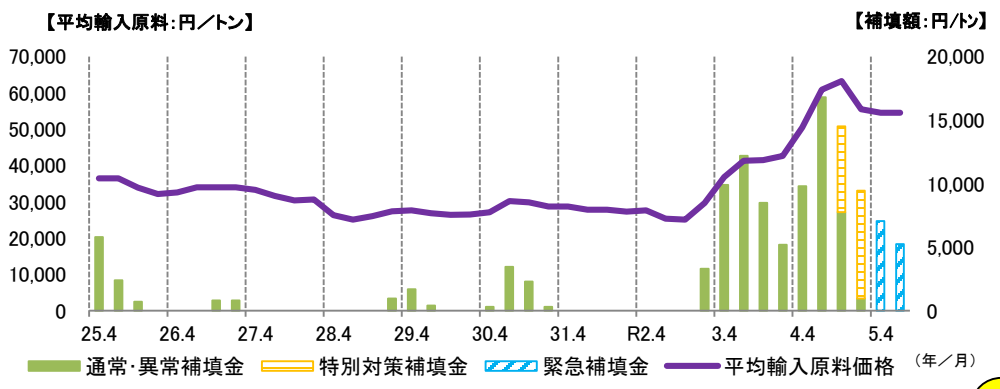


## ■ 配合飼料価格安定制度における平均輸入原料価格と補填額の推移

(単位:円/トン)

区分	四半期	月期	平均輸入原料価格	通常補填額	異常補填額	特別対策補填額	緊急補填額
R4年度	1	4-6	50,462	5,039	4,761	0	
	2	7-9	60,846	5,454	11,346	0	
	3	10-12	63,264	7,254	496	6,750	
	4	1-3	55,478	623	327	8,500	
5年度	1	4-6	55,540	0	0	0	7,050
	2	7-9	54,546	0	0	0	5,250

資料:農林水産省公表資料



# VI 畜産環境

- 国は、令和2年(2020年)4月に「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を公表。道では、令和3年(2021年)3月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年(1999年))に基づく「北海道家畜排せつ物利用促進計画」を策定。
- 道・(総合)振興局・市町村の各段階に設置された「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」により、関係者が連携を図りながら家畜排せつ物の適正な管理の指導等を実施するとともに、良質な堆肥・液肥の生産と適切な施用等の取組を推進。

## ■家畜排せつ物の発生・管理

- 令和4年(2022年)の家畜排せつ物の発生量は、約2,080万トンと推計され、全体の9割が牛の排せつ物。
- 家畜排せつ物の処理・利用としては、堆肥が61%、スラリーが23%。
- 家畜排せつ物のほとんどが、堆肥・液肥として農地に還元。69%が経営内用、27%が耕種農家等への経営外利用、その他3%が浄化处理等。

区分	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	馬	計(千t)
ふん	10,113	3,689	586	533	273	15,194
尿	3,048	1,409	1,085	—	59	5,601
計	13,161	5,098	1,671	533	332	20,795
割合(%)	63.3	24.5	8.0	2.6	1.6	100.0

資料:道畜産振興課調べ(前年7月~当年6月)

## ■畜産経営に起因する苦情発生

- 令和4年(2022年)の苦情発生件数は25件。水質に関することが多い。

区分	悪臭	水質	害虫	野積み	その他	計
H30年	8	12	—	3	6	28
R1	11	10	—	4	9	29
2	6	11	—	5	6	25
3	8	9	—	5	11	32
4	9	12	—	3	4	25

資料:道畜産振興課調べ

## ■家畜排せつ物利用のバイオマスプラント

- 家畜排せつ物を利用したバイオマスプラントは、100施設が導入され、発生するバイオガスを熱及び電気エネルギーに利用。

施設数	100施設(令和3年3月末現在)
ガス利用形態	発電74(うち売電実績68)、熱利用85 ※重複62

## ■指導体制

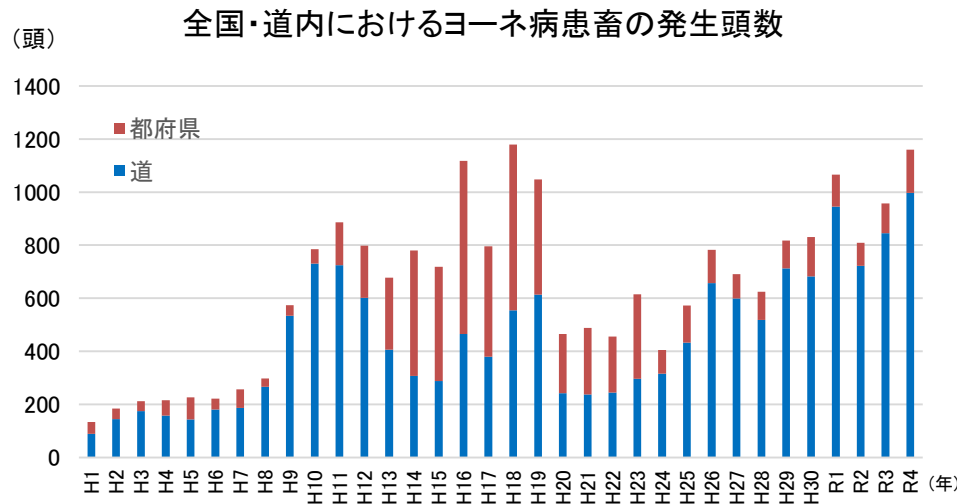
- 平成15年(2003年)8月に、道・(総合)振興局・市町村の各段階に、「畜産環境整備緊急指導チーム」を設置し、家畜排せつ物法の管理基準が適用されるまでの施設整備の促進や個別農家指導を実施。
- 家畜排せつ物法の完全施行(平成16年(2004年)11月)に伴い、前記の緊急指導チームに代わり、「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」を新たに設置し、管理の適正化を推進。

区分	巡回調査	指導体制	
		うち指導・助言	うち勧告
H25年度	741	0	0
26	779	0	0
27	476	0	0
28	519	0	0
29	470	0	0
30	481	0	0
R1	549	0	0
2	364	0	0
3	580	0	0
4	669	0	0

# VII 家畜衛生

## 1 家畜衛生対策の推進

- 道内の家畜伝染病の発生状況
  - 主要な家畜伝染病について清浄化が進んでいるが、牛のヨーネ病は継続して発生。
  - 令和4年(2022年)4、5、10、11月、令和5年(2023年)3、4月に高病原性鳥インフルエンザが計9事例発生。
- 発生予防、予察を目的としたサーベイランス
  - 24か月齢以上の乳用及び肉用繁殖牛を対象としたヨーネ病検査(5年間で道内を一巡)
  - 牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持確認サーベイランスとして、種雄牛や輸入牛を対象とした検査(令和3年度(2021年度)から)。
  - 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ、牛伝達性海綿状脳症(BSE)、腐蛆病等について、関係法令等に基づき検査
- まん延防止を目的とした発生農場対策
  - 【ヨーネ病】
  - 北海道ヨーネ病防疫対策実施要領に基づく同居牛の検査等の措置



### ■ 検査頭数及び患者発生頭数(家きんは羽数、蜜蜂は群数)

事業名	家畜	平成28年		平成29		平成30		令和元年		令和2		令和3		令和4		道内最終発生年
		検査頭数	患者	検査頭数	患者	検査頭数	患者	検査頭数	患者	検査頭数	患者	検査頭数	患者	検査頭数	患者	
ブルセラ症	牛	86,460	0	92,053	0	7,210	0	3,417	0	3,115	0	331	0	515	0	昭和46年
結核	牛	86,076	0	86,557	0	7,109	0	3,325	0	3,036	0	255	0	447	0	平成7年
ヨーネ病	牛	227,079	518	281,491	713	269,824	682	301,581	942	322,273	722	341,590	845	384,696	997	令和4年
伝達性海綿状脳症	牛	37,589	0	36,540	0	38,700	0	17,275	0	10,924	0	10,292	0	9,850	0	平成21年
高病原性鳥インフルエンザ	家きん	4,090	1*	4,431	0	4,030	0	3,980	0	4,030	0**	3,943	0	2,890	7	令和5年***
腐蛆病	蜜蜂	32,614	0	31,862	1	32,105	0	32,885	0	30,981	0	31,167	0	11,348	1	令和4年

\* H28.12、同居する鶏283,952羽を疑似患者として殺処分  
 \*\* R3.1.21、千葉県の発生農場の疫学関連として、アイガモのヒナ637羽を疑似患者として殺処分  
 \*\*\* R4.4~5、10~11、R5.3~4、計9事例の高病原性鳥インフルエンザが発生。鶏:2,034,398羽、だちょう(エミュー):585羽を疑似患者として殺処分。

# 2 海外悪性伝染病の侵入防止対策

- 海外悪性伝染病については、家畜伝染病予防法に基づき、農林水産大臣が特定家畜伝染病防疫指針を公表し、同指針に基づき、関係機関一丸となって予防に務め、発生時のまん延防止措置を徹底。
- 国際的には、東アジア各地域において、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の発生が継続。また、平成30年(2018年)8月、欧州、ロシアで発生が継続していたアフリカ豚熱(ASF)が中国において発生し、その後、急激に感染地域が拡大し、令和元年(2019年)9月、韓国でも発生。人や物の国際的な往来が活発化する中、国内侵入の脅威が依然として継続。実際に、中国、ベトナム等からの旅客が不正に国内に持ち込んだ手荷物中の豚肉製品からのASFウイルス検出事例も発生。
- 平成30年(2018年)9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱(CSF)は、その後も拡大し、東北及び九州地方でも発生を確認。北海道を除く46都府県で予防的ワクチン接種が実施されているが、ワクチン接種農場でも散発の状況。感染拡大要因である野生イノシシの感染確認地域の拡大など、依然として発生の脅威が継続。これらの状況を踏まえ、農林水産省では家畜伝染病予防法や飼養衛生管理基準を中心とした家畜衛生関連法規の改正が行われたことから、本道においては、引き続き、豚飼養農場での衛生管理水準の維持・向上を図り侵入防止を徹底するとともに、ワクチン接種地域からの移動が制限されるワクチン接種豚又はその精液等の持込防止に係る指導、監視を徹底。

## ■ 水際防疫の徹底

- 動物検疫所と連携した不正な肉製品の持ち込み防止に係る啓発活動
- 外国人技能実習生、留学生受入れ団体や農場等への啓発
- 道内への移入家畜の着地検査の徹底
- 畜産関係団体と連携した公共交通機関における侵入防止対策

## ■ 生産農場の飼養衛生管理

- 飼養衛生管理基準の遵守指導  
令和3年4月、「飼養衛生管理指導等計画」を策定(令和5年11月一部改正)し、道内の飼養衛生管理の指導等の実施方針を決定。  
[重点指導事項]  
・ 人、車両、物品等を介した病原体の侵入防止対策の徹底  
・ 野生動物を介した病原体の侵入防止対策の徹底  
・ 家畜の異状を確認した場合の早期発見、早期通報の徹底

## ■ 発生に備えた体制の強化

- 警戒本部の常設と定期的な幹事会開催
- 知事をトップとする北海道家畜伝染病対策本部を設置し防疫措置を迅速に実施
- 各疾病の防疫マニュアルを見直し(令和2年3月)
- 緊急防疫資材を備蓄(14家保と3か所のストックポイント)
- 市町村等と連携した講習会や防疫演習等の実施
- 産業動物獣医師の育成・確保

## ■ 国内の空港等における肉製品等の不法持込みの摘発件数(動物検疫所)

	H30年	R1	R2	R3	R4
件数	93,897	109,928	29,099	18,726	54,429
重量(kg)	109,056	69,124	16,888	13,010	35,729

## ■ 牛・豚・家きん等農場における飼養衛生管理基準の遵守状況

農場数	重点指導項目の遵守状況(遵守率)		
	人、車両、物品等を介した病原体の侵入防止対策の徹底	野生動物を介した病原体の侵入防止対策の徹底	家畜の異状を確認した場合の早期発見、早期通報の徹底
8,339	89%	92%	95%

※ 家畜伝染病予防法第12条の4に基づく定期報告(令和5年2月1日)

## ■ 地域防疫演習・講習会の実施(年)

H29年	30	R1	2	3	4
45回	50回	73回	41回	35回	38回

## ■ 北海道における産業動物に関する獣医師の推移(隔年)※

	H22年	24	26	28	30	R2	4
獣医師数	1,259	1,289	1,327	1,315	1,378	1,390	1,324

※ 獣医師法第22条に基づく2年に1回の届出における、産業動物診療と農林水産分野の公務員の計